

あっせん状況について

平成16年11月
日本証券業協会

平成16年7月から平成16年9月までの間に、あっせん委員により和解が成立した事案15件であり、その主なものは次のとおりである。
なお、同期間中におけるあっせんの不調打ち切り事案は15件で、また、同期間中におけるあっせん申立件数は34件であった。

支部名	あっせん 受付年月	申立人	被申立人	紛争の概要 (申立人及び被申立人の主張)	申立人の 請求金額	紛争解決の状況
東京	平16.6	個人 (41歳)	証券会社	<申立人の主張> 証券会社の口座にある現金残高以上の買発注を行い、約定してしまったため、反対売却せざるを得なくなった。扱者が現金残高の確認をしないで受注したことが要因であり、被申立人も反対売却に伴う損金の負担に応じるとの連絡があった。 <被申立人の主張> 扱者にも不適切な対応があったことを認めるが、申立人の勘違いにより発注を受けた扱者は、申立人の指示通り発注、約定したものであり、その経済効果は申立人に帰属し、したがってその結果生じた売買損金は申立人が負担すべきものである。	17万円	平成16年7月、あっせん委員は、当該注文は申立人の勘違いにより発注、約定してしまったものであるが、被申立人においても現金残高がないと買付けることはできない社内ルールになっているにもかかわらず、受注扱者が口座残高を確認せずに受注してしまったことも紛争発端の原因であることの確認が行われ、委託手数料及び売買損金の半分11万円を申立人に支払うことで和解成立。
東京	平15.9	個人 (77歳)	証券会社	<申立人の主張> 株価指数先物取引は全て扱者の無断取引である。また、当該取引は適合性の原則及び説明義務違反、断定的判断の提供、過当売買に該当する一連の不法行為に基づく取引である。 <被申立人の主張> 申立人は店頭に再三訪れ、発注を行っているような状況から、無断売買ではない。また、長年の投資経験等により取引の理解能力は十分に備えており、本件取引については不法行為は成立しない。	1,172万円	平成16年8月、あっせん委員は、申立人から個別に話を聞き、事案の内容等を総合的に勘案した結果、和解の可能性のある金額として350万円を提案し、双方が合意したことから、当該金額を申立人に支払うことで和解成立。

支部名	あっせん 受付年月	申立人	被申立人	紛争の概要 (申立人及び被申立人の主張)	申立人の 請求金額	紛争解決の状況
東京	平16.6	個人 (42歳)	証券会社	<申立人の主張> 香港市場に上場する株式の買発注を行った後、約定照会を何度か行ったが、なかなか確認が出来なかった。扱者から「新たな指値で発注したら早く約定確認が出来る。」と言われたため、価格確認を前提とした指値変更に了解した。しかし、変更後の指値で約定してしまった。 指値訂正を行っていないことから、当該約定は認められない。 <被申立人の主張> 扱者が勘違いしたものであり、非を認める。	198万円	平成16年8月、あっせん委員は、注文内容を変更する意思がなかった申立人に対し誤認勧誘を行ったものと言わざるを得ないことから、約定の効果を申立人に帰属させることはできず、反対売買の結果として発生した198万円の差損金についても、申立人に請求できないものとするべきである旨を双方が合意し、和解成立。
名古屋	平16.4	個人 (69歳)	証券会社	<申立人の主張> 扱者は、申立人の安全性志向を無視して世銀債等安全性の高い公社債を売却し、株価インデックスに数倍連動するような投資信託に乘換える等の無断売買を繰り返し、多額の損失を与えた。 <被申立人の主張> 当該投資信託の取引開始は申立人が保有する外国債券が円高により評価損を抱え、現状では回復の見込みが薄いことから当該投資信託の商品説明を行い、申立人の承諾の上で行った取引であり、適法な取引である。	700万円	平成16年7月、あっせん委員は、双方の主張に大きな隔たりがあるが、申立人の適合性から判断して最終的に申立人が投資判断を行っていたとしても、その意思決定の過程においては扱者の勧誘によるところが強く、申立人の考えが何処まで働いていたか疑問を残すと判断し、互譲を求めた結果、50万円を申立人に支払うことで和解成立。
東京	平16.7	個人 (41歳)	証券会社	<申立人の主張> 株式分割前の銘柄を新規・信用買いにおいて、分割後の買建値の修正値段が不利になるかどうか相談したところ、扱者による説明不足があったため、権利入札の結果、多額の実現損が発生した。 <被申立人の主張> 扱者は、信用取引建玉の権利処理にかかる相談を受けておらず、説明不足はない。	86万円	平成16年8月、あっせん委員は、扱者の説明不足は認められないが、申立人の問合せに対する扱者の説明が申立人の投資判断に影響を与えた可能性が否定できないことから、15万円を申立人に支払うことで和解成立。

支部名	あっせん 受付年月	申立人	被申立人	紛争の概要 (申立人及び被申立人の主張)	申立人の 請求金額	紛争解決の状況
大阪	平16.4	個人 (63 歳)	証券会社	<申立人の主張> 扱者が保有していた毎月分配型ハイイールドボンド投信を無断で外国債に乘換えていたことから、損害賠償を求めたい。 <被申立人の主張> 無断売買を行った事実は認める。しかしながら、取引報告書が郵送されている以上、取引の事実を申立人が全く知らなかったとする点には疑問が残る。	304 万円	平成 16 年 8 月、あっせん委員は、無断売買を行った扱者の責任は重く、無断売買前の状態に回復する責務があるとし、253 万円を申立人に支払うことで和解成立。
東京	平16.5	個人 (88 歳)	証券会社	<申立人の主張> 株価指数に数倍連動する投資信託を購入した取引は、購入時、扱者から「投資信託であり、安心で儲かる商品である。」と勧められたが、リスクのきわめて高い商品であったこと、このような商品を 80 歳の高齢者に勧めるべきではないことから、評価損の損害賠償を求めたい。 <被申立人の主張> 扱者は申立人に取引の都度リスク説明を行い、了解を得ていた。今回の申立ての取引以前に同商品を 6 回買付け、全て利益を得て売却をしていた。 53 歳の時から継続的に取引を行っており、証券知識があることから、リスクについての理解があった。	241 万円	平成 16 年 9 月、あっせん委員は、双方に互譲を求めた結果、証券会社は申立人の投資経験が十分あったとはいえ、当時 80 歳の申立人に対して大きく基準価額が変動する商品を勧誘したことは、適合性が十分あったとは言いがたいこと、また説明も不十分であったことを認め、36 万円を申立人に支払うことにより和解成立。
名古屋	平16.6	個人 (76 歳)	証券会社	<申立人の主張> 保有株式 500 株を売発注したが、扱者は誤って 1,000 株売却してしまったことから、500 株の原状回復を求める。 <被申立人の主張> 受注時に売却株数の指定がなかったことから、保有株式全株の売却と解釈した。 その後、「500 株の売却注文であった。」との連絡を受けたが、「数量指定を受けていない。」と回答した上、株価が下落したら買い戻す提案をしたところ、申立人は了承された。	411 万円	平成 16 年 9 月、あっせん委員は、被申立人が売却株数の確認を怠ったことに非があること、一方申立人においても売却株数を明確に指定したか疑問があり、買戻しの提案について明確に拒否していないと思われる等総合的に勘案した上で、双方に互譲を求めた結果、売却取引が有効であることを認め、50 万円を申立人に支払うことで和解成立。

支部名	あっせん 受付年月	申立人	被申立人	紛争の概要 (申立人及び被申立人の主張)	申立人の 請求金額	紛争解決の状況
東京	平16.6	個人 (81 歳)	証券会社	<申立人の主張> 安定重視の投資意向を再三扱者に伝えていたが、保有する外国債券等を売却した後、リスクの高いブルベア投信、株式投信、ハイテク銘柄株式を説明も無く無断で売買した。 株式等の知識のない 76 歳の高齢者に損失を発生させたことから、損害賠償を求めたい。 <被申立人の主張> 扱者は、商品勧誘の際は申立人宅を訪問し、商品説明を 1 時間程行った。また、無断売買は一切無く、申立人から委託注文書もすべて受け入れている。	800 万円	平成 16 年 9 月、あっせん委員は、ブルベア投信の商品性が申立人の投資意向、知識等の適合性の観点よりやや扱者の配慮が足りなかったとし、100 万円を申立人に支払うことで和解成立。
東京	平16.7	個人 (64 歳)	証券会社	<申立人の主張> 扱者に対し信用売返済の発注を行い、指値どおり約定した旨の連絡があった。しかし、7 日後約定していなかった旨の連絡があり、顧客に一方的な責任があるとのことであった。 以上のことから、実際の売却価格との差損額等の損害賠償を求めたい。 <被申立人の主張> 扱者は、約定していると誤認して申立人に伝えてしまったことを認める。 しかし、正当に発注し、不出来となったものであり、約定されたことにするのは難しい。	4 万円	平成 16 年 9 月、あっせん委員は、本件事案は扱者の誤報であり、被申立人が扱者の不手際であることを認めていることから、4 万円を申立人に支払うことで和解成立。

支部名	あっせん 受付年月	申立人	被申立人	紛争の概要 (申立人及び被申立人の主張)	申立人の 請求金額	紛争解決の状況
名古屋	平16.8	個人 (57 歳)	証券会社	<申立人の主張> 外債購入の勧誘時において、扱者に購入代金以外の費用は生じないことを確認したが、外国証券管理料が必要なことが判明した。5年分の管理料及びあっせんに要した費用について損害賠償を求めたい。 <被申立人の主張> 全ての事実を認める。	2 万円	平成 16 年 9 月、あっせん委員は、被申立人が 2 万円を申立人に支払うことで和解成立。
大阪	平16.7	個人 (47 歳)	証券会社	<申立人の主張> 決算期日近くなって「信用取引の買い建てしていた銘柄が、1:10の無償分割を行う。」との連絡を扱者から受けたが、「損失が 10 分の1 になる。」との説明を受けて反対売買を止めた。しかし、この説明が誤っており、損失額が拡大したことから、売却損から権利落ち前営業日の評価損を控除した金額の損害賠償を求めたい。 <被申立人の主張> 誤った説明を行ったことは認めるが、申立人が反対売買による決済をするつもりであったかは不明であり、また、投資経験等を考慮すればこのような扱者の説明を信じるとは思えない。 従って、申立人の過失は大きい。	364 万円	平成 16 年 9 月、あっせん委員は、申立人が連日にわたり当該内容について確認していること、また、扱者に絶大な信頼を寄せていたこと等の諸事情を考慮すれば、若干軽率のそしりは免れないものの、扱者の説明により建玉の決済機会を逸し、損失が拡大するに至ったと認めるのが相当であることから、343 万円を申立人に支払うことで和解成立。